

『平成 26 年度税制改正概要（４）納税環境整備関係』

平成 26 年度税制改正では、納税環境整備の一環として**税理士制度の見直し**が数多く盛り込まれた。まず、一定の業務に一定期間従事したことで認められる税理士試験の受験資格について、その従事期間が 2 年以上（現行 3 年以上）とされた。一方、**公認会計士への資格付与に際しては、一定の税法に関する研修の受講を義務付ける**。平成 29 年 4 月 1 日以後に公認会計士試験に合格した者に適用。**補助税理士が他人の求めに応じ、自ら税理士業務の委嘱を受ける場合の手続も設けられた**。さらに税理士に係る懲戒処分のうち、税理士業務の停止期間が 2 年以内（現行 1 年以内）となった。そのほか、懲戒免職等となった公務員等が欠格期間を経過した後に行った税理士の登録申請を拒否することが可能となる。また、税務調査の事前通知の規定も整備される予定。

それ以外の納税環境整備としては、換価の猶予の特例（申請）を創設し、一時の納付により事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある滞納者に 1 年以内の期間における分納を認めることとした。

さらに国税不服申立制度については、行政不服審査法の見直しに伴い、不服がある者には直接審査請求を可能とするほか、現行の「異議申立て」を「再調査の請求（仮称）」に改めるなどの整備がなされる。



『短期前払費用などの疑問に対応 資産譲渡の適用税率 Q A が公表』

消費税率引上げを控え、国税庁は納税者からの問い合わせが多い質問への回答をまとめた「消費税率引上げに伴う資産の譲渡等の適用税率に関する Q & A」を公表した。

例えば、短期前払費用の取扱いについては、前回の消費税率 5 % への引き上げ時での対応とは異なっているので注意が必要だ。Q & A では、12 月決算法人が施行日（平成 26 年 4 月 1 日）をまたぐ平成 26 年 1 月から 12 月までの 1 年間の事務機器の保守契約を締結し、1 年分の保守料金を支払った際の会計処理について説明している。この場合、**12 月決算では、平成 26 年 1 月から 3 月分までの保守料金（5 % 適用分）についてのみ仕入税額控除を行い、平成 26 年 4 月から 12 月分までの保守料金（8 % 適用分）に係る消費税等相当額は、仮払金として翌期に繰越し、翌期の課税期間以後の申告で新税率（8 %）により仕入税額控除を行うとしている。**

また、従来と同じく、1 年分の保守料金について旧税率（5 %）で仕入税額控除を行った場合には、翌課税期間において平成 26 年 4 月から 12 月分までの新税率が適用される部分について 5 % による仕入対価の返還があったものとして処理した上で、改めて新税率（8 %）に基づき仕入税額控除を行うことになる。